

各 位

神奈川県行政書士会

遺産共有をめぐる問題に適切に対処するために！
新刊書『Q&A 未分割遺産の管理・処分をめぐる実務』
のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび標記新刊図書が新日本法規出版株式会社より発行されました。

本書は…

相続開始から遺産分割手続終了までの未分割遺産の管理・処分方法が、Q & A形式でわかりやすく解説されたものです。

実務に役立つ「参考判例」や「アドバイス」を掲載するとともに、手続に必要な書式が「参考書式」として掲載されており、実務に精通した弁護士が、豊富な経験を踏まえて執筆しています。

つきましては、各位好個の実務手引書としてお役立ていただけるものと思料し、その他の図書と併せてご案内いたしますので、ご希望の向きは下記要領にてお申込みください。

敬 白

記

1. 書名および価格

新刊書〈単行本〉

Q&A 未分割遺産の管理・処分をめぐる実務

定価 3,564円(税込) のところ 特価 3,207円(税込) 送料450円

新刊書〈単行本〉

養育費・扶養料・婚姻費用 **実務処理マニュアル**

定価 3,240円(税込) のところ 特価 2,916円(税込) 送料450円

新刊書〈単行本〉

婚姻費用・養育費の算定

—裁判官の視点にみる算定の実務—

定価 3,564円(税込) のところ 特価 3,207円(税込) 送料450円

新刊書〈単行本〉

必携 **実務家のための法律相談ハンドブック**

定価 2,916円(税込) のところ 特価 2,624円(税込) 送料450円

※ 2 書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

2. 申込方法

裏面の FAX 申込書 (03-3235-7369) にてお申込みください。

3. 納品および

発行所より直接納品されます。代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

※この案内に要した諸費用はすべて発行所の負担です。

(発行所および
お問い合わせ先)

新日本法規出版株式会社

〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町 2-6

TEL (03) 3269-2169 FAX (03) 3235-7369

(30-87012)

新日本法規出版株式会社 東京支社 営業部
 神奈川県行政書士会 申込受付係 行

お申込みはFAXにて FAX 03-3235-7369

【 申 込 書 】

新刊書 〈単行本〉コード5100010 Q&A 未分割遺産の管理・処分をめぐる実務	特価 3,207円 (税込) 送料 450円	<input type="checkbox"/> 部
新刊書 〈単行本〉コード5100009 養育費・扶養料・婚姻費用 実務処理マニュアル	特価 2,916円 (税込) 送料 450円	<input type="checkbox"/> 部
新刊書 〈単行本〉コード5100011 婚姻費用・養育費の算定 ー裁判官の視点にみる算定の実務ー	特価 3,207円 (税込) 送料 450円	<input type="checkbox"/> 部
新刊書 〈単行本〉コード5100013 必携 実務家のための法律相談ハンドブック	特価 2,624円 (税込) 送料 450円	<input type="checkbox"/> 部

※ 2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

■上記書籍を代金後払いにて申込みます。

※太線内をご記入ください。

平成 30 年 月 日	ご購入区分 庁用・社用・個人	職業をご記入下さい。
□□□-□□□□ □住所		
フリガナ		
お名前 (名称)		印
部署名	TEL 〈 〉	-
ご担当者	FAX 〈 〉	-

※電話番号による登録をおこないますので、必ず市外局番からご記入ください。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

30-001-87012

掲載内容

第1章 未分割遺産の権利関係

第1 共同相続人等の権利

- 1 未分割の遺産に対して相続人はどのような権利を有するか
- 2 再転相続の場合の第2次被相続人の第1次被相続人の遺産に対する権利の性質は
- 3 被相続人の債権者は遺産に対してどのような権利を有するか
- 4 相続人の債権者は遺産に対してどのような権利を有するか

第2 相続分の変動

- 5 熟慮期間経過後に相続放棄をすることができるか
- 6 再転相続における相続の承認又は放棄の選択とその効果は
- 7 相続分の譲渡とは
- 8 相続分の譲受人から相続分を取り戻すことはできるか
- 9 相続分の放棄は可能か
- 10 遺産分割調停手続における相続分の譲渡と放棄の手続は

【参考書式】

- 相続分譲渡届出書
 - 相続分譲渡証書
 - 相続分放棄届出書
 - 即時抗告権放棄書
- 11 相続分の譲渡・放棄がなされた場合の登記手続は
 - 12 欠格者や被廃除者が行った遺産の処分の効力は
 - 13 内縁配偶者の一方が死亡した場合の他方の配偶者の権利は

第2章 未分割遺産の管理と処分

第1 遺産一般

- 14 遺産が不明の場合、どのように調査すべきか
- 15 相続開始から遺産分割までの遺産の使用・管理はどのようにするか
- 16 相続開始後、各共同相続人は遺産を管理する義務を負うか

【参考書式】

- 相続財産管理人選任審判申立書
- 17 遺産管理人はどのような場合に必要か

【参考書式】

- 審判前の保全処分申立書（遺産管理人の選任の場合）
 - 審判前の保全処分申立書（不動産処分禁止の仮処分の場合）
- 18 遺産の分割の禁止はどのように定めるか

【参考書式】

- 遺産分割禁止に関する協議書
 - 遺産分割禁止の調停申立書
 - 遺産分割禁止の取消審判申立書
- 19 遺産の管理費用はどのように清算すべきか

第2 不動産

- 20 遺産たる不動産の登記名義が第三者となっている場合の対処方法は
- 21 相続開始前から第三者が不動産を無償で占有している場合の対処方法は
- 22 相続開始前から第三者に賃貸している不動産の管理はどうか
- 23 相続開始前から不動産を賃借している第三者が賃料を滞納している場合はどうか
- 24 相続開始前から遺産たる不動産を賃借している第三者からの賃料収入をどのように分割するか
- 25 相続開始前から特定の相続人が不動産を無償で占有している場合の対応は（非同居）
- 26 相続開始前から特定の相続人が被相続人と建物に同居していた場合の対応は
- 27 相続開始後に特定の相続人が不動産の占有を無償で開始した場合の対応は
- 28 相続開始後に特定の相続人から他の相続人が不動産を賃借している場合の対応は
- 29 相続開始後に相続人が第三者に遺産たる不動産を売買又は賃貸している場合はどうか
- 30 相続開始後に第三者が不動産を無償で占有している場合はどうか
- 31 不動産の使用貸借の借主だった被相続人が死亡した場合の借主の地位は
- 32 特定の相続人が第三者に不動産共有持分を譲渡した場合の処理は
- 33 相続人全員の同意で不動産を売却した場合の権利関係はどうか
- 34 遺産分割前の土地の造成・改良や建物の修繕・改築はできるか
- 35 被相続人と建物に同居していた内縁配偶者に対し明渡しを求めることができるか

第3 預貯金

- 36 金融機関に対して法定相続分に応じた預貯金の払戻しを請求できるか
- 37 遺産分割前に被相続人の葬儀費用や相続税を預貯金から支出するには相続人の1人が被相続人の生前、預金の払戻しを受けていたときの権利関係は

- 39 相続人の1人が被相続人の死後、預金の払戻しを受けたときの権利関係は
- 40 被相続人の預金が相続人名義となっている場合、遺産と主張するにはどうするか
- 41 相続人の1人が金融機関の貸金庫の開扉を求めることができるか

第4 預貯金以外の債権

- 42 被相続人が損害賠償請求権を有する場合に法定相続分に応じた支払を請求できるか
- 43 保険会社に対して法定相続分に応じた保険解約返戻金の支払を請求できるか
- 44 合名会社に対し法定相続分に応じた出資持分の払戻しを請求できるか

第5 株式、投資信託、国債、知的財産権

- 45 遺産分割が未了の場合、遺産である株式についての議決権はどのように行使することになるのか
- 46 遺産分割が未了の場合、遺産である株式の配当支払請求権はどのように扱われることになるのか
- 47 遺産分割が未了の場合、遺産である投資信託の管理などはどのように行うのか
- 48 遺産分割が未了の場合、遺産である国債はどのように取り扱われるのか
- 49 遺産分割が未了の場合、遺産である知的財産権はどのように取り扱われるのか

第6 現金、動産

- 50 他の相続人の同意なく現金を所持する相続人に対する対応策は
- 51 被相続人から委託を受けた第三者が現金を預かっている場合の対応策は
- 52 相続人の1人が掛け軸や絵画などの高価品を勝手に売却した場合の対応策は
- 53 相続人の1人が遺骨や位牌を独占している場合の対応策は

第3章 未分割遺産の税務申告

- 54 遺産が未分割の状態にある場合の相続税の申告は
- 55 未分割遺産を換価した場合の譲渡所得税は
- 56 遺留分減殺請求がなされている場合の税務申告は
- 57 遺産分割後の更正の請求・修正申告の取扱いは

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

Q&A

未分割遺産の管理・処分をめぐる実務

遺産共有をめぐる問題に適切に対処するために！

共編 野々山 哲郎（弁護士）
仲 隆（弁護士）
浦岡 由美子（弁護士）

◆相続開始から遺産分割手続終了までの未分割遺産の管理・処分方法を、Q&A形式でわかりやすく解説しています。

◆実務に役立つ「参考判例」や「アドバイス」を掲載するとともに、手続に必要な書式を「参考書式」として掲載しています。

◆実務に精通した弁護士が、豊富な経験を踏まえて執筆しています。



A5判・総頁290頁
本体価格3,300円＋税 送料実費

webショップ
新日本法規 Web で 検索
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

0120-089-339
受付時間:8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

新日本法規出版 電子版書籍コンテンツ
eBOOKSTORE
【電子版】
本体価格2,700円＋税

★電子版のお申込みは
eBOOKSTOREから
新日本法規 ebook で 検索
http://ebook.e-hoki.com/

パソコン iPhone/iPad Android端末 でご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。
パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。
(スマートフォン対応)



Q&A 形式でわかりやすく解説!!

15 相続開始から遺産分割までの遺産の
どのようにするか

Q 相続人が複数名いる場合、相続開始の間、遺産を使用することはできますか？

A 相続人が複数名いる場合、相続開始の間、全ての遺産は法定相続分に応じた状態となり、各相続人は、遺産の全部を使用することができます。遺産の管理については各相続人が単独で行うことができ、法定相続分の価格の過半数の同意によりは相続人全員の同意により行うこと

解説

1 相続開始から遺産分割までの遺産について
民法は、「相続人が数人あるときは、相続財産は、」と規定しています（民898）。

この共有の意味について、民法249条以下の共有する説と、合有と解する説がありますが、判例は「1」

また、共同相続（民899）

この場合、結論的には、使用貸とはできないとされることが多い
(4) 変更行為
変更行為とは、性質若しくは形とをいいます。

具体例としては、物全部の処分やこれらの行為は相続人全員の同意が必要となります。

<参考判例>

- 相続財産たる動産を占有する第三者に対し相続人の1人が引渡請求をすることが保存行為に当たるとした事案（広島高松江支判昭27・11・7高民5・13・645）
- 相続財産の共有は、民法249条に規定する「共有」とその性質を異にするものではないとした事案（最判昭30・5・31判時53・14）
- 相続土地の保存登記をすることが保存行為に当たるとした事案（東京高判昭35・9・27下民11・9・1993）

参考書式

○遺産分割禁止に関する協議書

遺産分割禁止に関する協議書

被相続人甲野太郎（平成〇年〇月〇日死亡、本籍地〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地）の遺産につき、本日、相続人全員で、以下のとおり、協議をなした。

- 1 相続人全員は、本日から平成〇年〇月〇日までの間、甲野太郎の遺産全部を分割しないことを合意する。
- 2 甲野一郎は、遺産である下記建物について、遺産分割成立までの間、無償で居住できるものとする。

記

所 在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
家屋番号 〇番〇
種 別 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 〇〇. 〇〇㎡
2階 〇〇. 〇〇㎡

- 3 遺産分割までの間の前項記載の建物及びその敷地に関する公租公課は、甲野一郎が負担することとし、遺産分割までの間は、相続人全員が3分の1ずつの割合で立替払するものとする。なお、この立替金は、遺産分割の際に清算する。

以上の遺産に関する協議を証するため、本書3通を作成し、各相続人が署名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成〇年〇月〇日

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
相 続 人 甲 野 花 子 様
住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
相 続 人 甲 野 一 郎 様
住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
相 続 人 甲 野 二 郎 様

第3 預貯金

36 金融機関に対して法定相続分に応じた預貯金の払戻しを請求できるか

Q 父が亡くなり、相続人は母と兄と私の3人です。私は母とも兄とも折合いが悪く、父の遺産分割協

A 遺産分割で預貯金の取得者が決まるまでは法定相続分に

解説

1 従前の取扱い

(1) 判例の考え方

相続が開始した場合、被相続人が有していた可分債権

46 遺産分割が未了な場合、遺産である
払請求権はどのように扱われることに

Q 被相続人Aが死亡し、相続人としては長女Dの3人がいます。
Aには、証券取引所に上場しているBがあるのですが、いまだに相続人の間で協議が調っていません。
この場合、E株式会社の配当について扱われることになるのでしょうか。

A 遺産分割が未了の場合、株式について共有となります。
この場合、会社法106条により、株式についての権利を

新日本法規出版株式会社

本 社 〒450-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2018.3)51000101

内容見本
【A5判縮小】

5 本設問の場合

本設問の場合、E株式会社の配当支払請求権については、相続人間で協議をした上で、権利を行使することになると考えられます。また、死後に発生したものについても、相続人間の協議において取扱いを決めることになります。

アドバイス

○配当支払請求権の消滅時効

上記のとおり、協議をした上で配当支払請求権を行使することとなりますが、消滅時効には注意が必要です。

配当支払請求権の時効は10年とされていますが（民167(1)、もともと、今般の民法改正により5年に短縮されることとなります。）、会社の事務処理の便宜のためにそれより短い除斥期間を定款で定めることもあり（上場会社においては、一般的に3年に短縮されています。）、この場合、不当に短いものでなければかかる規定は有効とされています（大判昭2・8・3民集6・484）。

したがって、死後長期間が経過している場合には時効消滅に注意する必要があります。

<参考判例>

- 委託者指図型投資信託に関し、相続開始後に被相続人名義の受益権販売会社の口座に入金された預り金について、相続開始により当然には分割されず、相続人が自己の持分について単独では請求できないとした事例（最判平26・12・12判時2251・35）

掲載内容

第1章 相談・受任

- <フローチャート～相談・受任>
- 1 法律相談の予約
 - (1) 相談内容の把握
 - (2) 緊急性の有無の確認
 - (3) 相談日時・場所・法律相談料の告知
 - (4) 関係資料持参の指示
 - 2 法律相談の実施
 - (1) 相談に当たっての注意点の確認
 - (2) 子の有無・人数・年齢・監護者の確認
 - (3) 離婚事件の現況の確認
 - (4) 収入金額の確認
 - (5) 未払の養育費・婚姻費用の履行状況の確認
 - 3 手続・費用の説明
 - (1) 権利者に対する手続の説明
 - (2) 義務者に対する手続の説明
 - (3) 弁護士費用の説明
 - 4 事件の受任手続
 - (1) 委任契約書の作成
 - (2) 日本司法支援センター(法テラス)への申込み
- 【参考書式1】法律相談時確認事項チェックシート

第2章 権利者・義務者の判断

- <フローチャート～権利者・義務者の判断>
- 1 権利者
 - (1) 養育費請求
 - (2) 婚姻費用分担請求
 - (3) 扶養料請求
 - 2 義務者
 - (1) 扶養義務者
 - (2) 扶養義務の程度
 - (3) 養子縁組をした場合

第3章 養育費等・婚姻費用の算定

- 第1 総収入・基礎収入の算定
- <フローチャート～総収入・基礎収入の算定>
- 1 会社員の収入の調査・判断・算定
 - (1) 会社員の収入の調査
 - (2) 会社員の収入の判断
 - (3) 会社員の基礎収入の算定
 - 2 自営業者の収入の調査・判断・算定
 - (1) 自営業者の収入の調査
 - (2) 自営業者の収入の判断
 - (3) 自営業者の基礎収入の算定
 - 3 給与収入と事業収入が両方ある場合
 - 4 無収入者の収入の判断・認定
 - (1) 無収入者等の収入の判断
 - (2) 無収入者等の収入の認定
 - 5 収入に関する資料がない場合等
 - (1) 収入に関する資料の調査
 - (2) 収入に関する資料がない場合等における収入の認定
 - 6 年金受給者の収入の調査・算定
 - (1) 年金受給者の収入の調査
 - (2) 年金受給者の基礎収入の算定
 - (3) 自営業者の年金の算定
 - (4) 給与所得者の年金の算定
 - 7 収入の認定における資産の取扱い
 - 8 収入の認定における債務の取扱い
- 第2 養育費・扶養料の算定
- <フローチャート～養育費・扶養料の算定>
- 1 養育費・扶養料の意義・根拠・内容の確認
 - (1) 養育費・扶養料の意義の確認
 - (2) 養育費・扶養料の根拠の確認
 - (3) 養育費・扶養料の内容の確認
 - 2 養育費・扶養料負担の始期・終期の判断
 - (1) 始期の確認
 - (2) 終期の確認
 - 3 簡易算定表を用いた養育費・扶養料の算定
 - (1) 簡易算定表の使用方法的確認
 - (2) 会社員である場合の算定
 - (3) 自営業者である場合の算定
 - (4) その他の場合の収入の算定

- 4 簡易算定表では算定できない場合の養育費・扶養料の算定
 - (1) 養育費算定の基本的な枠組みと計算式的確認
 - (2) 私立学校の学費等がある場合の算定
 - (3) 他の被扶養者がいる場合の算定
 - (4) 離婚後に新しい家庭ができた場合の算定
 - (5) 標準額を超える収入がある場合の算定
 - (6) 住居費(住宅ローン)等がある場合の算定
 - (7) 権利者に有責性がある場合の算定
 - (8) 義務者も子を監護している場合の算定
 - (9) 無収入である場合の算定
 - (10) 子が4人以上いる場合の算定
 - (11) 過去の分の養育費等がある場合の算定

参考 日本弁護士連合会提言の新しい算定方式による算定

【参考資料1】源泉徴収票の見方
【参考資料2】簡易算定表の使用例
【参考資料3】確定申告書の見方

第3章 婚姻費用の算定

- <フローチャート～婚姻費用の算定>
- 1 婚姻費用の意義・根拠・内容及び始期・終期の確認
 - (1) 婚姻費用の意義・根拠・内容の確認
 - (2) 婚姻費用分担の始期・終期の確認
 - 2 簡易算定表を用いた婚姻費用の算定
 - (1) 婚姻費用の算定方法の確認
 - (2) 簡易算定表の内容の確認
 - (3) 簡易算定表の使用方法的確認
 - 3 簡易算定表では算定できない場合の婚姻費用の算定
 - (1) 簡易算定表では算定できない場合に当たるかの確認
 - (2) 物理的に算定することができない場合の検討
 - (3) 特別の事情がある場合の検討

第4章 養育費・扶養料、婚姻費用の請求手続

- 第1 養育費・扶養料の請求手続
- <フローチャート～養育費・扶養料の請求>
- 1 養育費の支払方法の確認
 - (1) 定期金支払の選択
 - (2) 一括支払の選択
 - 2 養育費の請求
 - (1) 離婚時の請求
 - (2) 離婚後の請求
 - 3 扶養料の請求
 - (1) 子(未成年子)からの扶養料請求
 - (2) 扶養料の金額の算定
 - (3) 子(成年子)からの扶養料請求の可否判断
 - 4 過去の養育費(扶養料)の請求
 - (1) 過去の養育費(扶養料)の請求の検討
 - (2) 訴訟による過去の養育費(扶養料)の請求
 - (3) 離婚訴訟の附帯処分による過去の養育費の請求
 - (4) 調停・審判の申立てによる過去の養育費(扶養料)の請求
- 【参考書式2】夫婦関係調整(離婚)調停申立書
【参考書式3】子の監護に関する処分(養育費請求)調停申立書
【参考書式4】扶養料請求調停申立書

第2章 婚姻費用の請求手続

- <フローチャート～婚姻費用の請求>
- 1 婚姻費用分担の請求方法の検討
 - (1) 婚姻費用分担の協議
 - (2) 婚姻費用分担の調停・審判の申立て
 - (3) 審判前の保全処分の検討
 - 2 過去の婚姻費用の請求
 - (1) 「過去」の意義と請求の可否判断
 - (2) 過去の婚姻費用のみを請求する通常民事訴訟の可否判断
 - (3) 過去の婚姻費用を求める附帯処分の可否判断
 - (4) 調停・審判の申立て
- 【参考書式5】婚姻費用分担請求調停申立書

第5章 養育費・扶養料、婚姻費用の合意

<フローチャート～養育費・扶養料、婚姻費用の合意>

- 1 養育費・扶養料支払の合意
 - (1) 養育費支払の合意
 - (2) 扶養料支払の合意
- 2 婚姻費用支払の合意

【参考書式6】子どもの養育に関する合意書(法務省作成)

【参考書式7】養育費支払契約公正証書
【参考書式8】扶養契約公正証書
【参考書式9】婚姻費用分担に関する契約公正証書

第6章 養育費等・婚姻費用の履行確保

- <フローチャート～養育費等・婚姻費用の履行確保>
- 1 養育費等・婚姻費用の保全
 - (1) 支払の始期の明確化
 - (2) 支払確定までの仮払い等の検討
 - 2 養育費等・婚姻費用の履行確保
 - (1) 養育費等・婚姻費用の決め方と履行の確保
 - (2) 調停・審判等で決めた場合の特別の履行の確保
 - (3) 債務名義のある養育費等・婚姻費用の履行の確保
- 【参考書式10】審判前の保全処分申立書(婚姻費用仮払い)
【参考書式11】履行催告申立書
【参考書式12】履行命令申立書
【参考書式13】間接強制申立書
【参考書式14】債権差押命令申立書(扶養義務等に係る定期金債権による差押え)

第7章 事情変更と養育費等の変更

- <フローチャート～事情変更と養育費等の変更>
- 1 事情変更と養育費等増減額の可否の判断基準
 - (1) 養育費等増減額の可否
 - (2) 事情変更の時期・内容の確認
 - (3) 重要性を有するかの判断
 - 2 養育費等増減額の変更手続・請求手続
 - (1) 協議
 - (2) 調停の申立て
 - (3) 調停の成立・不成立による審判の検討
- 【参考書式15】子の監護に関する処分(養育費減額請求)調停申立書
【参考書式16】事情説明書(養育費)(養育費減額請求)
【参考書式17】子の監護に関する処分(養育費増額請求)調停申立書
【参考書式18】事情説明書(養育費)(養育費増額請求)

第8章 養育費等・婚姻費用と税金

- <フローチャート～養育費等・婚姻費用と税金>
- 1 離婚時に受領する養育費等と税金の確認
 - (1) 養育費等の分類
 - (2) 分類した養育費等の課税関係の確認
 - 2 離婚後に受領する養育費等と税金の確認
 - (1) 離婚後に受領する養育費の課税関係の確認
 - (2) 離婚後の財産分与及び慰謝料の課税関係の確認
 - 3 増減があった場合の養育費と税金の確認
 - (1) 養育費の増額があった場合の対応
 - (2) 養育費の減額があった場合の対応
 - 4 扶養料と税金の確認
 - (1) 扶養料の意義について確認
 - (2) 扶養料の税務上の取扱いについて確認
 - 5 婚姻費用と税金の確認
 - (1) 婚姻費用の意義と税務上の取扱いについて確認
 - (2) 婚姻費用が課税される具体的なケースの確認

附録

養育費・婚姻費用算定表

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

養育費・扶養料・婚姻費用 実務処理マニュアル

編著 富永 忠祐 (弁護士)

「養育費・扶養料・婚姻費用をめぐる 事案処理の流れを一冊に！」

◆養育費・扶養料・婚姻費用について、権利者・義務者の判断、算定、請求手続、合意、履行の確保、増減請求、税金 など必要な手続を網羅しています。

◆各項目では、フローチャートで業務の進め方を示した上で、業務遂行上のポイントや役立つノウハウを ケーススタディ や アドバイス を交えて解説しています。

◆実務で使用する申立書など、記載例 入りの書式を豊富に登載しています。

B5判・総頁244頁
本体価格 3,000円+税
送料実費

webショップ
新日本法規 Web で 検索
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

0120-089-339
受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も 発売!!

新日本法規出版 電子書籍コンテンツ
eBOOKSTORE

【電子版】
本体価格 2,400円+税

電子版のお申込みは

eBOOKSTORE
新日本法規 ebook で 検索
http://ebook.e-hoki.com/

パソコン iPhone/iPad Android端末 で ご利用いただけます。

iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末は Google Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。
パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要となります。

創立70周年
これからもお客様とともに

新日本法規出版

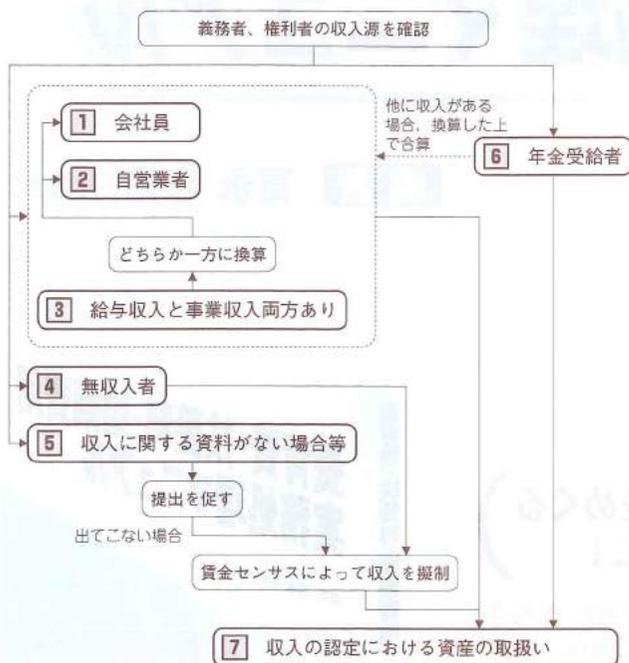
公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



フローチャートと豊富な書式でわかりやすく解説!

第1 総収入・基礎収入の算定

＜フローチャート～総収入・基礎収入の算定＞



6 年金受給者の収入の調査・算定

- (1) 年金受給者の収入の調査
公的年金等の源泉徴収票等によって調べます。
- (2) 年金受給者の基礎収入の算定
総収入から公租公課等を控除して算定します（概ね62%～53%）。
- (3) 自営業者の年金の算定
年金収入を事業収入に換算した上で合算します。
- (4) 給与所得者の年金の算定
年金収入を給与収入に換算した上で合算します。

(1) 年金受給者の収入の調査

年金受給者の収入は、公的年金等の源泉徴収票や、年金振込通知書、年金額改定通知書等で調べることができます。

(2) 年金受給者の基礎収入の算定

算定表では、基礎収入を算定するに当たり、前述 (1)(3)(エ) のとおり給与所得者については職業費として約20%を控除しますが、年金収入を得るためには、被服費、交通・通信費等の職業費がかかっていませんので、これを控除せずに基礎収入を算定します。

1 婚姻費用分担の請求方法の検討

- (1) 婚姻費用分担の協議
当事者間で婚姻費用の金額や支払方法について協議します。
- (2) 婚姻費用分担の調停・審判の申立て
当事者間の協議が調わない場合には、調停・審判を申し立てます。
- (3) 審判前の保全処分の検討
調停・審判の結果を待てられない場合や、待っていると支払を受けられなくなるおそれがある場合には、仮の措置や保全処分も検討する必要があります。

(1) 婚姻費用分担の協議

婚姻費用分担を求めるに当たっては、まずは当事者間の協議を行う必要があります。この協議の中で、月々の婚姻費用の分担額や支払方法等について決めていくことになります。

既に第3章第3で触れたように、婚姻費用の算定に当たっては、簡易算定表による算定方式が実務上定着しており、調停や審判になった場合、これに準じた婚姻費用の分担額を算出することができると婚姻費用の分担額はいと安として協議に臨むとよ婚姻費用の分担について。将来支払が滞ってし執行認諾文言付の公正証

(2) 婚姻費用分担の

婚姻費用の分担について定めるのが原則です（民760。いでの解決が望まれるこ

ケーススタディ

Q 婚姻費用分担の調停が長期にわたる場合に、申立人の生活費を確保する方法はないか。

A 調停が長期にわたる場合、申立人の生活が困窮することもあります。このような場合、中間合意の調停がなされる場合があります。この場合、相手方が中間合意に従い支払った金額は、最終的に調停が成立しないし審判が確定したときに、申立人に支払うべき金額から差し引いて支払われることになります。

アドバイス

○調停前の仮の処分

調停委員会は、職権で調停のために必要であると認める処分をすることができ（家事266①）、この処分を調停前の仮の処分といいます。例えば、調停が長引き、申立人が調停成立や審判確定まで、生活費の支払を待つことができないような事態が生じた場合、婚姻費用の支払を命じることができます。したがって、必要に応じて調停委員会に処分を上申することを検討してもよいでしょう。

ただし、この処分は調停の進行を妨げない限度で認められます。例えば、仮の処分をすることで相手方が感情的になり調停に出席しなくなることが想定されるような場合、処分をすることはかえって不適切です。また、処分に従わない場合、10万円以下の過料の制裁はありますが、処分には執行力がない点も注意が必要です。

(3) 審判前の保

詳しくは、第6章に請求費用の分担に関する審判又は子その他の利害関係者をして申立てた者その他の必要な保全

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2018.3) 51000091

内容見本 (B5判縮小)

【参考書式9】 婚姻費用分担に関する契約公正証書

平成〇〇年 第〇〇〇〇号

婚姻費用分担に関する契約公正証書

夫〇〇（以下「甲」という。）と妻〇〇（以下「乙」という。）は、当分の別居居することとし、別居期間中の婚姻費用の分担等について、次のとおり合意した。

第1条（子の監護）

甲と乙は、別居期間中、甲乙間の未成年の長男〇〇（以下「丙」という。）を、乙において監護養育することに合意する。

第2条（婚姻費用の分担）

甲は、乙に対し、婚姻費用の分担として、平成〇年〇月〇日から甲乙間の別居解消又は離婚までの間、1か月金20万円を、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預金口座（〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義 乙）へ振り込んで支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

第3条（特別の出費）

甲と乙は、乙若しくは丙の入院等又は丙の進学等により、乙が特別の出費を要する事由が生じたときは、別途その費用負担について協議するものとする。

第4条（面会交流）

乙は、甲が丙と、毎月1回程度面会交流することを認める。その具体的な日時、場所、方法は、丙の利益を最優先し、甲乙間で都度協議の上定めるものとする。

第5条（強制執行認諾）

甲は、第2条の債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

4 扶養料と税金の確認

(1) 扶養料の意義について確認

扶養料とは、扶養義務者が扶養権利者に対し支払う義務があるとされる生活費等をいい、未成年子自身が扶養義務者に請求するものである点が、養育費（未成年子の監護親から請求）と異なる点です。

(2) 扶養料の税務上の取扱いについて確認

扶養料は原則非課税となります。

(1) 扶養料の意義について確認

扶養料とは、扶養義務者(※1)が扶養権利者(※2)に対し支払う義務があるとされる生活費等をいいます。

※1 扶養義務者

掲載内容

第1章 婚姻費用・養育費分担義務

1 婚姻費用・養育費分担義務

- (1) 婚姻費用分担義務
 - ア 根拠規定
 - イ 婚姻費用分担義務の性質
 - ウ 婚姻費用の内容
 - エ 離婚後の請求
- (2) 養育費分担義務
- 2 子の監護に要する費用
 - (1) 子の監護に要する費用という子の意味
 - ア 未成年子
 - イ 事実上の養子
 - (2) 養子縁組がされた場合
- 3 婚姻費用分担の始期及び終期
 - (1) 始期についての運用
 - (2) 始期が請求時より遡る場合
 - (3) 婚姻費用分担の終期
 - (4) 成年になった者の扶養請求との関係
- 4 養育費分担の始期及び終期
 - (1) 始期
 - (2) 終期
- 5 婚姻関係が破綻している場合の婚姻費用等の分担義務
 - (1) 婚姻関係の破綻と婚姻費用分担義務
 - ア 学説等の状況
 - イ 裁判例の状況
 - ウ 分担義務の有無
 - (2) 有責配偶者の婚姻費用分担請求
 - ア 学説等の状況
 - イ 有責配偶者の婚姻費用分担請求に関する裁判例の状況
 - ウ 有責配偶者の婚姻費用分担請求の可否
 - エ 有責配偶者に支払われる婚姻費用の程度
 - オ 夫婦の双方が有責の場合に婚姻費用の減額をした裁判例
 - (3) 分担請求者の有責性に対する審理の程度
 - ア 裁判例の状況
 - イ 審理の程度
 - (4) 有責者からの養育費請求

第2章 婚姻費用・養育費分担額の算定

1 標準的算定方式及びその考え方

- (1) 標準的算定方式提案前の算定の実情
- (2) 標準的算定方式の提案
- (3) 標準的算定方式の考え方
 - ア 算定方法の概略
 - イ 基礎収入
 - ウ 按分のための指数
- (4) 標準的算定方式の計算式
 - ア 婚姻費用
 - イ 養育費
- (5) 標準的算定表
- (6) 標準的算定方式の定着

2 日弁連作成の新算定方式

- (1) 日弁連算定方式の提言及びその経緯
- (2) 日弁連算定方式の理念
- (3) 日弁連算定方式の要点
 - ア 基本的な算定方法
 - イ 標準的算定方式との相違点
- (4) 日弁連算定方式の概要
 - ア 給与所得者の基礎収入の算出
 - イ 自営業者の基礎収入の算出
 - ウ 生活費指数の算出
 - エ 算定式
 - オ 日弁連算定表
 - カ その他

3 標準的算定方式と日弁連算定方式との比較検討

- (1) 基礎収入の算出
 - ア 公租公課
 - イ 職業費
 - ウ 特別経費
- (2) 生活費指数
- (3) 日弁連提言が例示する具体的事案
 - ア 提言の養育費算定例
 - イ 提言の婚姻費用算定例
 - ウ 日弁連算定方式による低所得者の分担義務
- (4) 標準的算定方式の維持可能性
 - ア 基礎収入算定において特別経費を控除することの可否
 - イ 各経費について最新統計資料による修正
 - ウ 生活費指数
 - エ 標準的算定方式維持の合理性と今後の課題

第3章 標準的算定方式による婚姻費用・養育費算定

1 総収入の認定

- (1) 認定のための方法
 - ア 給与所得者の総収入の認定
 - イ 自営業者の総収入の認定
 - ウ 事業所得と給与所得がある場合の算定方法
 - エ 年金収入の換算
 - オ 生活実態からの推定
 - カ 従前の収入による推計
 - キ 資金センサスによる推計
- (2) 収入認定において考慮を要する若干の問題
 - ア 収入の抑制
 - イ 収入がないこと又は低いことがやむを得ないとされた例
 - ウ 低い収入に甘んじている場合
 - エ 収入に影響を与え得る立場にあり、低い収入に合理的な理由がない例
 - オ 退職者
 - カ 資産
- (3) 収入として扱わないもの
 - ア 生活保護費
 - イ 児童手当・児童扶養手当
 - ウ 高等学校等就学支援金
 - エ 子の収入
 - オ 義務者の債権
 - カ 実家からの援助

2 基礎収入の算出

- (1) 適用すべき基礎収入割合
- (2) 基礎収入の割合の修正

3 生活費指数の修正

4 特殊な場合の算定方法

- (1) 権利者の収入が義務者の収入を上回る場合の養育費
- (2) 義務者が生活保護受給レベルにある場合
- (3) 義務者も子を養育している場合
 - ア 婚姻費用算出の算式
 - イ 養育費算出の算式
 - ウ 義務者から権利者に対する養育費分担請求の成否

第4章 標準的算定方式における算定の修正要素

1 住居関係費

- (1) 住居関係費
- (2) 住宅ローンの負担がある場合の婚姻費用
 - ア 住宅ローンの支払
 - イ 当該住居に義務者が居住する場合
 - ウ 当該住居に権利者が居住する場合
 - エ 双方とも当該住居に居住していない場合
 - オ 当該住居を処分し、住宅ローンのみが残っている場合
 - カ 家庭内別居の場合
- (3) 義務者が住宅ローンを負担する場合の養育費
- (4) 義務者が賃借してその賃料の支払を継続している場合の婚姻費用

2 教育関係費

- (1) 分担を要する教育費
 - ア 分担の対象となる教育費の範囲
 - イ 加算の方法
- (2) 典型的検討
 - ア 私立学校の費用
 - イ 塾の費用等
 - ウ 大学の学費等

3 医療関係費

4 高額所得者

- (1) 高額所得者の婚姻費用
 - ア 算定表の最高額を上限とする方法
 - イ 基礎収入の割合を修正する方法
 - ウ 貯蓄率を控除する方法
 - エ 同居中の生活レベル等から算定する方法
 - オ 採用すべき方式
- (2) 高額所得者の養育費

5 債務

6 夫婦共有財産の持出し

第5章 夫婦間の子以外の被扶養者の存在

1 認知した子の存在

- (1) 原則
- (2) 婚姻費用の算出
 - ア 義務者が認知した未成年者を養育している場合
 - イ 算定方式
 - ウ 養育費の算出
 - ア 義務者が認知した子だけを養育する場合
 - イ 義務者が当事者間の子を養育している場合
 - ウ 義務者が認知した子と同居しないが、その養育費を現に支払っている場合
- (4) 現実の支払を特に考慮しないで算出する方法
 - ア 基礎収入から控除する方法
 - イ 義務者が認知した子について現実には扶養していない場合

2 前妻との子を監護養育している場合の養育費の算定

3 義務者が再婚した場合の養育費の算定

- (1) 再婚相手との間に子がいない場合
 - ア 再婚相手に収入がない場合
 - イ 再婚相手に自己の生活費を賄う程度の収入がある場合
 - ウ 再婚相手に収入はあるものの自己の生活費を賄う程度に至らない場合
- (2) 再婚相手との間に子がいる場合
 - ア 再婚相手に収入がない場合
 - イ 再婚相手の収入が自己の生活費を賄う程度を超えない場合
 - ウ 再婚相手の収入が自己の生活費を賄う程度を超える場合
 - エ 再婚相手及びその子についての生活費指数に特別な考慮をした事例
- (3) 再婚相手に連れ子があるが、養子縁組をしていない場合

4 権利者が再婚した場合の養育費の算定

- (1) 子が再婚相手と養子縁組した場合
 - ア 実親の扶養義務
 - イ 実親が扶養義務を負担する基準
- (2) 監護する子と再婚相手が縁組をするまでに至っていない場合

第6章 婚姻費用・養育費の額の変更

1 増減請求の根拠

- (1) 子の利益のために必要がある場合の変更
- (2) 事情変更による増減

2 事情変更

- (1) 一般的な判断基準
- (2) 事情変更の効果
 - ア 変更の時期
 - イ 判断の方法
 - ウ 考慮の範囲

3 事情変更の類型による検討

- (1) 収入の増減等
 - ア 収入が減少した場合
 - イ 新たな債務の負担、支出の増加
 - ウ 子を監護する者の収入が増加した場合
- (2) 子の成長に基づく変更
 - ア 子が高等学校に進学した場合
 - イ 分担期間の延長
 - ウ 子が成年に達した場合の婚姻費用の分担額
- (3) 義務者再婚による扶養家族の変動
 - ア 合意後短期間で減額請求がされた場合
 - イ 合意後減額請求までの期間が1年程度存在する場合
 - ウ 合意後再婚までの期間が1年以上ある場合
- (4) その他
 - ア 合意が当初から不当であった場合
 - イ 一括払により受領した養育費を使い果たした場合
 - ウ 減額を求められた養育費等が審判によって定められている場合

第7章 審判の注文・調停条項

1 婚姻費用分担の注文・調停条項

- (1) 分担を命じる注文
- (2) 調停条項
 - ア 毎月の支払を約する例
 - イ 過去の婚姻費用の支払を約する例
 - ウ 将来の変更を合意する例

2 養育費分担の注文・調停条項

- (1) 分担を命じる注文
 - ア 毎月の支払を約する例
 - イ ボーナス時の加算を約した例
 - ウ 将来分を一括払する例
 - エ 調停における受渡しの例
 - オ 将来の変更の約束の例

3 婚姻費用・養育費を増減する場合の審判の注文

- (1) 前件審判等を変更する注文
 - ア 前件審判等の全部を変更する型
 - イ 前件審判等の変更日以降のみを変更する型
 - ウ 変更部分のみを記載する型
- (2) 新たに分担を命じる注文
- (3) 追加的な分担を命じる場合
- (4) 過去の分担額が過払いとなる場合の処理
- (5) 分担免除の注文

索引

- 事項索引
- 判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

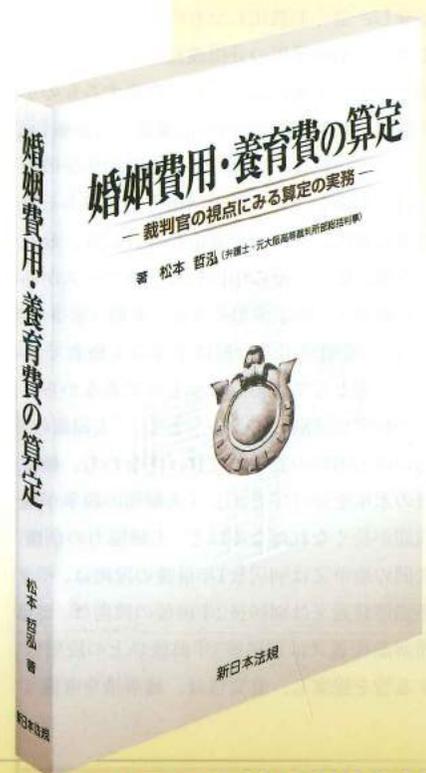
裁判官による事例研究の成果を書籍化!

婚姻費用・養育費の算定

— 裁判官の視点にみる算定の実務 —

著 松本 哲弘

(弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事)



- ◆大阪高裁家事抗告集中部の事例研究「究理九疇」をベースに**最新の審判・裁判例**を加えて構成しています。
- ◆婚姻費用・養育費分担額の**算定方法や修正要素**を詳しく解説したうえ、**調停条項例**を掲載し作成上の留意事項に言及しています。
- ◆元大阪高裁第9民事部部総括判事の執筆による客観的な視点に基づいた内容です。

A5判・総頁260頁
本体価格 3,300円+税
送料実費

webショップ
新日本法規 Web で 検索
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

0120-089-339
受付時間 8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

新日本法規出版 電子書籍コンテンツ
eBOOKSTORE
(電子版)
本体価格 2,700円+税

■電子版のお申込みは

eBOOKSTORE
新日本法規 ebook で 検索
http://ebook.e-hoki.com/

パソコン iPhone/iPad Android端末 でご利用いただけます。

iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。
パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

創立70周年
これからもお客様とともに

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



1 婚姻費用分担の主文・調停条項

(1) 分担を命じる主文

家庭裁判所は、家事審判事件が裁判をするのに熟したときは、審判をする(家事73①)。婚姻費用の分担に関する処分(審判)においては、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる(家事154②③)。

審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない(家事74①)。審判(申立てを却下する審判を除く)は、特別の定めがある場合を除き、審判を受ける者(審判を受ける者が数人あるときは、そのうちの1人)に告知することによってその効力を生ずる。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じない(家事74②)。申立てを却下する審判は、申立人に告知することによってその効力を生ずる(家事74③)。審判は、即時抗告の期間の満了前には確定しない(家事74④)。期間内に即時抗告がされると、これにより、審判の確定は、遮断される(家事74⑤)。

婚姻費用の分担を命じる主文は、基本的には、次のとおりである。1項は、過去分、2項が将来分となる。

1 相手方は、申立人に対し、58万2000円を支払え。

(2) 調停条項

▶調停条項の留意事項は何か

調停で合意する場合も、その条項は、給付を内容とするものは、原則として、強制執行が可能であるように定めなければならない。そのためには、給付内容が、明確であることが要求され、給付額が確定していることは当然として、期間がある場合は、その始期及び終期が明確であること、条件や期限も、一義的であることが求められる。

ア 毎月の支払を約する例

相手方は、申立人に対し、婚姻費用の分担金として、平成〇年〇月から当事者双方が別居を解消又は離婚するまでの間、月額〇〇円を、毎月〇日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。但し、振込手数料は、相手方の負担とする。

内容見本 (A5判縮小)

(3) 日弁連提言が例示する具体的事案

日弁連の提言においては、その算定方式による算定例が記載されている。このケースで、標準的算定方式による算定が、提言のいうように不公平な結果となっているのであろうか。以下、検討する。

ア 提言の養育費算定例

事例は、15歳の子1人を養育する権利者の養育費分担請求である。義務者の総収入は、400万円、権利者の総収入は、175万円とされる。いずれも給与所得者である。

(ア) 従来の標準的算定方式では、標準的算定表を用いると、月額4万円~6万円の範囲であり、この中で個別事情を考慮して決定することとなる。

標準的算定方式において、計算式を用いて算出する場合、基礎収入の算出に用いる割合が42%~34%であって、何%とするかは裁判の場合には裁判官の裁量によるので、確実なことはいえないが、通常は、算定表の範囲の収まるような割合が用いられている。この割合を、義務者38%、権利者40%として計算すると(松本57頁による)、義務者152万円、権利者70万円となり、義務者の基礎収入中費用部分は、152万円×90÷(100+90)=72万円となり、月額4万1000円(175万円×152万円÷(152万円+70万円)÷12=4万1000円)月この額を目安に具体的な額を判断する。

ただし、標準的算定方式では、個別事情がない場合にはこのとおり、4万円又は4万1000円となる確率が高い。

(イ) 日弁連算定方式では、義務者の基礎収入は268万6400円となり、義務者の基礎収入中生活費部分は、268万6400円×83(子の生活費指数)÷18(生活費指数と子の生活費指数の合計)÷12=10万1535円となり、これを権利者義務者の基礎収入で按分して月額約7万

よいとする。

(イ) 実務は、学説と同趣旨のものもあるが、多くは、婚姻関係が破綻しても生活保持義務としての婚姻費用分担義務があると、ただ、破綻ないし別居について専ら又は主として責任がある者の分担請求は、信義に反し許されないとする。

まず、責任の有無とは無関係に、破綻そのものによって負担義務が軽減されるべきかどうかを検討する。

イ 裁判例の状況

(ア) 破綻そのものによって婚姻費用分担義務が軽減されたもの

【裁判例5】 東京家審昭47・9・14家月25・11・98

申立人(妻)が、相手方(夫)が女性関係により家出したため、自らは心臓神経症で療養中であるとして、15万円の婚姻費用の分担を求めた事例である。審判は、「一般に婚姻費用分担の程度は、いわゆる生活保持義務であって、自己の生活を家族にさせる義務があるといわれているが、婚姻が破綻になり、当事者双方に円満な夫婦の協同関係の回復への期待と参加している場合には、その負担額もある程度軽減されると解される。このような婚姻破綻についてどちらの配偶者に責任があるかについては離婚の際の慰謝料あるいは財産分与において考慮されはありうるとしても、婚姻費用分担義務は本来婚姻継続のための協力扶助義務と共通の基盤に立つものであるから、その原因の如何にかかわらず、夫婦間にこのような基本的協同関係を欠くに至り将来回復の見込みもないときは、夫婦の協同関係の稀薄化に伴いある程度負担責任も影響を受ける」として、婚姻費用分担額は、社会生活における平均的な生活費を基準として負担額を定め

うな場合婚姻費用として子の生活費のかかっている部分のみを義務として課するのが相当であり、申立人の生活費にかかっている部分は認めないこととする。」とした。

ウ 負担義務の有無

破綻そのものが婚姻費用分担義務を軽減させる根拠はどこにあるのか。【裁判例5】は、「婚姻費用分担義務は本来婚姻継続のための夫婦の協力扶助義務と共通の基盤に立つものであるから、その原因の如何にかかわらず、夫婦間にこのような基本的協同関係を欠くに至り将来回復の見込みもないときは、夫婦の協同関係の稀薄化に伴いある程度負担責任も影響を受ける」といい、学説にも夫婦の「協同関係の稀薄化」が婚姻費用分担義務を減額させるとの見解もある(有地=松嶋・前掲41頁)。しかし、婚姻費用分担義務は、婚姻という法律関係から生じるものではない。したがって、婚姻関係が破綻しているから、あるいは円満な関係が回復する見込みがないからといって夫婦の扶助義務が消滅するわけではない。法は、規範として、婚姻関係にある限り、当事者双方にこれに応じた義務を課しているのである。

【裁判例6】は、「婚姻費用分担義務は夫婦の婚姻共同生活を維持す

5 婚姻関係が破綻している場合の婚姻費用等の分

(1) 婚姻関係の破綻と婚姻費用分担義務

▶婚姻関係が破綻している場合でも、婚姻費用の払うか

ア 学説等の状況

(ア) 婚姻費用の分担が家庭裁判所の事件となる場合、別居中であるなど婚姻関係が円満でないからである程度は、円満な婚姻関係を回復する可能性があるもに破綻し、全く形骸化したものまで様々である。婚姻関係が破綻している場合、婚姻費用の分担義務がこれによって影響を受ける問題となる。学説には、これを肯定するものが多い。有地・松嶋「婚姻費用の算定」前掲「家事審判事件の37頁以下(一粒社、1988)は、夫婦関係が破綻して別居する場合は、円満な夫婦関係の回復可能性がある場合には、これを基準に算出し、回復不可能な場合には、最低生活の程度に算出してその中間に様々なケースがあるとする。松嶋・松嶋「婚姻費用の算定」前掲「家事審判事件の37頁以下は、「婚姻費用の分担は平等な人格者である夫と妻の関係の一環として分担し合うものであるから、協力関係の程度は区別してよい」とし、「夫婦間の協同関係の喪失の度合、すなわち、破綻生活費の水準を分けて考え」、「夫婦間の紛争が進居期間が長くなればなるほど、夫婦協力の余後当事者間の紛争又は別居後1年前後の段階は、標準離婚調停経過又は別居後2年前後の段階は、健康離婚訴訟経過又は別居後3年前後以上の段階は、とする旨を提案し、有責性は、諸事情を考慮す

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2018.3) 51000111

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

第1 消費者契約法に関する法律相談

【1】 不実告知による取消し

販売業者から、「タイヤの溝が大きくすり減っていて、このままでは走ると危ない」と言われ、新しいタイヤを購入しましたが、そのような事実がないことが判明しました。売買契約を解除して、代金の返還を請求することはできませんか。私が個人事業者で配達のために利用していた自動車のタイヤを購入した場合はどうでしょうか。

相談対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇販売業者の行為は消費者契約法の不実告知に該当。 ◇売買契約を取り消し、代金の返還請求が可能。 ◇個人事業者の場合は、原則、消費者契約法の適用はない。
-----------	---

1 不実告知による取消し

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合は、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとして定めています。

民法96条1項の詐欺取消しが認められるためには、販売業者の二重の故意を立証する必要がありますが、販売業者の行為が不実告知(消費契約4①-1)に該当すれば、二重の故意を立証することなく、契約の申込み又は承諾の意思表示を取り消すことができます。不実告知による取消しの要件は以下のとおりです。

第1 債権の管理に関する法律相談

【31】 貸金と保証

友人から、100万円を貸してほしいと頼まれました。どのような点に注意して貸すべきでしょうか。また、友人の親に連帯保証をしてほしいと思っています。どのような手続をとればよいですか。

相談対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇「貸金」であることを明確にするため返還を約束させる。 ◇書面によらない保証契約は無効ゆえ、契約書を作成し、書面上で返還約束をさせ、連帯保証人に署名・押印をもらう。
-----------	---

1 消費貸借契約の成立

金銭消費貸借契約が成立するためには、①返還約束、②金銭の交付の2点が必要で(民587)。訴訟においては、①返還約束の有無が問題となることが多く、相手方から「贈与を受けた」という主張がなされることが度々あります。相手方の現住所に住民票がない場合、当該住所を相手方の住所地として訴訟を提起しようとしても、引っ越し等により不在となっている場合があります。契約書を作成する際には、必ず住民票上の住所を確認し、現住所と異なる場合には、現住所と住民票上の住所地(又は本籍)を併記させるべきでしょう。

消費貸借契約は要物契約ですが、改正民法では、金銭を交付する前であっても、書面を作成することで消費貸借契約を締結することが可能となります(諸法的消費貸借契約(改正民法587の2))。

2 保証契約の成立

債務者が主たる債務を弁済しない場合に備えて、担保を取っておくことが有効です。担保には、物的担保と人的担保がありますが、人的担保である保証人との間で保証契約を締結する場合には、必ず、書面で合意をしなければ

第1 事故直後から症状固定までの法律相談

【11】 賠償手続の流れ

先週事故に遭ってしまいました。この後、どうなっていくのかわからないので、賠償について全体の流れを知りたいです。注意点などもあれば教えてください。改正民法で被害者に有利になるという報道を見たのですが、本当でしょうか。

相談対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇事故状況から過失割合を検討、損害額を費目ごとに算定。 ◇治療、症状固定、自賠責後遺障害等級認定を経て任意保険会社と示談交渉。 ◇自賠責保険に対する被害者請求権の消滅時効に要注意。 ◇改正民法の影響は全体としては被害者に有利。
-----------	--

1 事故当事者のなすべき初動

交通事故に遭って怪我をした場合、できるだけ早く、①警察に通報し、②医療機関を受診し、③自身の加入する任意保険会社に交通事故発生時の連絡を

第4 人事権・セクハラ・パワハラに関する法律相談

【45】 業務命令・懲戒処分を行う際の注意点

上司の指示に従わない従業員に対しては、会社としてどのような対応をすべきでしょうか。また、注意点はありますか。

相談対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇上司の指示が業務命令として行うことができる範囲内か確認。 ◇業務命令としての指示に従わない従業員には指導や注意を行う。 ◇指導・注意に従わない場合には懲戒処分を行うことも検討。
-----------	---

1 業務命令権とその限界

労働者と労働契約を締結した使用者は、業務の遂行全般について労働者に対して必要な指示・命令を発することができ、これを業務命令権といいます。

【73】 有責配偶者からの離婚請求

夫が浮気をした挙げ句、離婚をしたいと言ってきています。私が拒否すれば離婚はできないと聞きましたが、間違いないでしょうか。

相談対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◇有責配偶者からの離婚請求が認められ得るには、①別居が相当長期間、②未成年子なし、③離婚請求認容が著しく社会正義に反する特段の事情なしが必要となる。
-----------	--

1 有責配偶者の意義

自ら婚姻破綻の原因を作った配偶者を、有責配偶者といいます。

2 判例の考え方

かつて、判例は有責配偶者からの離婚請求を認めていませんでした(旧判例)

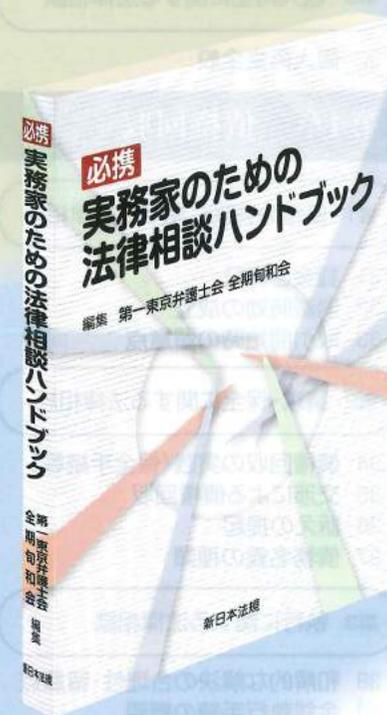
必携

実務家のための法律相談ハンドブック

編集 第一東京弁護士会 全期旬和会



適切な回答のための頼れる指針!



◆法律相談でよく受ける事例を厳選し、回答方針と留意すべき事項を解説しています。

◆各相談事例は「見開き2頁」でコンパクトに編集しているため、相談対応のポイントや重要判例、実務上の取扱いなどをスムーズに確認できます。

◆第一線で法律相談に携わる経験豊富な弁護士による実践的な内容です。

A5判・総頁280頁
本体価格2,700円+税 送料実費

webショップ
新日本法規 Web で 検索
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

0120-089-339
受付時間: 8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

新日本法規出版 電子版書籍コンテンツ
eBOOKSTORE
【電子版】
本体価格2,200円+税

電子版のお申込みは
eBOOKSTORE
新日本法規 ebook で 検索
http://ebook.e-hoki.com/

パソコン iPhone/iPad Android端末
でご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。
パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

創立70周年
これからもお客様とともに



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 消費者問題

第1 消費者契約法に関する法律相談

- 1 不実告知による取消し
- 2 不利益事実の不告知、断定的判断の提供による取消し
- 3 不当条項

第2 特定商取引に関する法律・割賦販売法に関する法律相談

- 4 訪問販売とクーリング・オフ
- 5 クーリング・オフの権利行使期間
- 6 クーリング・オフとクレジット
- 7 訪問販売と過量販売解除権
- 8 特定継続的役務提供契約と中途解約権

第3 説明義務違反・適合性の原則に関する法律相談

- 9 説明義務違反
- 10 適合性原則

第2章 交通事故

第1 事故直後から症状固定までの法律相談

- 11 賠償手続の流れ
- 12 物損事故と人損事故
- 13 交通事故と健康保険

第2 症状固定後、等級認定までの法律相談

- 14 等級認定
- 15 同一部位の等級認定

第3 等級認定後、示談までの法律相談

- 16 兼業主婦の休業損害
- 17 異時共同不法行為
- 18 人身傷害保険と搭乗者傷害保険
- 19 労災保険と通勤災害

第4 裁判・調停とADR

- 20 ADR等

第3章 債務整理

第1 方針決定段階における法律相談

- 21 相談時の聴取事項

- 22 方針決定
- 23 家計状況の見直し

第2 任意整理に関する法律相談

- 24 任意整理

第3 自己破産・個人再生に共通する法律相談

- 25 破産・個人再生に要する費用と期間
- 26 退職金・生命保険の取扱い
- 27 住宅ローンの取扱い

第4 破産に関する法律相談

- 28 破産をしたときのリスク・デメリット
- 29 免責

第5 個人再生に関する法律相談

- 30 個人再生全般

第4章 債権回収

第1 債権の管理に関する法律相談

- 31 貸金と保証
- 32 消滅時効の成立
- 33 取引開始時の留意点

第2 請求・保全に関する法律相談

- 34 債権回収の実践(保全手続等)
- 35 交渉による債権回収
- 36 訴えの提起
- 37 債務名義の種類

第3 執行に関する法律相談

- 38 和解的な解決の合理性・留意点
- 39 金銭執行手続の概要
- 40 執行前の情報収集

第5章 労働

第1 労働契約に関する法律相談

- 41 採用に関する問題

第2 労働条件の変更に関する法律相談

- 42 労働条件変更の手段

第3 割増賃金の請求に関する法律相談

- 43 割増賃金の請求
- 44 割増賃金に関する争点

第4 人事権・セクハラ・パワハラに関する法律相談

- 45 業務命令・懲戒処分を行う際の注意点
- 46 セクハラ・パワハラの法的責任と防止措置

第5 退職・解雇に関する法律相談

- 47 退職後の問題
- 48 労働契約の終了に関する問題
- 49 解雇された労働者の取り得る手段

第6 労働審判に関する法律相談

- 50 労働紛争の解決手段
- 51 労働審判

第6章 不動産

第1 不動産の特定とその評価方法に関する法律相談

- 52 不動産の価値の調査

第2 不動産売買に関する法律相談

- 53 不動産売買における留意点
- コラム** 改正民法における「瑕疵担保責任」という用語の撤廃

第3 賃貸借関係に関する法律相談

- 54 借地権譲渡に伴う名義書換料と条件変更承諾料
- 55 賃料に関する諸問題
- 56 建物明渡手続
- コラム** 自力救済の禁止
- 57 無断転賃
- 58 正当事由及び立退料
- 59 騒音トラブル
- 60 賃貸借契約締結上の説明義務

第4 区分所有法に関する法律相談

- 61 管理費の滞納

第7章 知的財産

第1 知的財産権に関する法律相談

- 62 知的財産全般に関わる相談
- コラム** オープン&クローズ戦略

- 63 特許権
- 64 実用新案権

コラム 特許法の文献 特許庁ウェブサイト

- 65 意匠権
- 66 商標権
- 67 著作権

第2 不正競争防止法に関する法律相談

- 68 不正競争防止法全般に関わる相談
- 69 周知表示混同惹起・著名表示冒用
- 70 営業秘密

第3 新しい問題

- 71 ユーザーのデータと知的財産権

コラム データの所有権の可能性

第8章 親族

第1 離婚に関する法律相談

- 72 離婚の準備
- 73 有責配偶者からの離婚請求
- 74 不貞行為
- 75 財産分与
- 76 婚姻費用
- 77 養育費
- 78 氏

第2 親権に関する法律相談

- 79 親権の定め方
- 80 面会交流

第3 内縁に関する法律相談

- 81 内縁解消と財産分与

第9章 相続

第1 遺言の作成に関する法律相談

- 82 遺言の方式
- 83 相続させる旨の遺言
- 84 遺言書の開封・検認
- 85 信託

第2 遺産分割等に関する法律相談

- 86 戸籍の収集
- コラム** 法定相続情報証明制度
- 87 特別受益・寄与分
- 88 遺産分割の対象となる相続財産の範囲
- 89 遺産分割の裁判手続

第3 遺留分減殺請求に関する法律相談

- 90 遺留分額の算定
- 91 遺留分減殺請求権の行使

第10章 IT(インターネット)

第1 発信者情報開示請求に関する法律相談

- 92 発信者情報開示請求の相手方
- 93 発信者情報開示請求の手続
- 94 発信者情報開示請求に対する意見照会書

第2 削除請求等に関する法律相談

- 95 削除請求の手続
- 96 個人の誹謗中傷に対する慰謝料請求
- 97 削除請求の対象

第3 インターネット上の取引に関する法律相談

- 98 電子契約の注意点
- 99 利用規約の契約への組み込み
- 100 ネットオークションの注意点
- 101 仮想通貨の取引の注意点

第4 インターネット上の犯罪行為に関する法律相談

- 102 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
- 103 不正アクセス禁止法

第11章 税務

第1 不動産売買に関する法律・税務相談

- 104 個人の土地・建物の売買
- 105 法人の土地・建物の売買

第2 不動産賃貸に関する法律・税務相談

- 106 土地の賃貸借

第3 会社関係の法律・税務相談

- 107 株式の譲渡、配当、相続
- 108 会社の取引関係(欠損金)

第4 損害賠償等に関する法律・税務相談

- 109 損害賠償
- 110 相続・遺贈
- 111 離婚・財産分与
- 112 遺留分減殺請求と経営承継円滑化法
- 113 取引先の倒産・再生、子会社の特別清算

第12章 刑事

第1 捜査段階における刑事弁護に関する法律相談

- 114 刑事手続の流れ
- 115 被疑者の権利
- 116 不起訴に向けた弁護活動
- 117 告訴

第2 公判段階における刑事弁護に関する法律相談

- 118 保釈
- 119 証拠提出方法
- 120 裁判員裁判
- 121 証拠調べ請求に対する意見
- 122 自白の証拠能力
- 123 情状弁護
- 124 一部執行猶予

第3 不服申立てに関する法律相談

- 125 不服申立て事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総務本部 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2018.4)51000131